五　自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
イ　水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
ロ　自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
ハ　その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
六　前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用）

第十二条　第六条及び第八条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第八項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

（水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第十三条　法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

附　則

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。